

仕様書

1 業務件名

防衛大学校における飲料自動販売機の設置及び経営

2 業務内容

飲料自動販売機の設置及び経営

3 相手方の決定

本業務を行う者については、防衛大学校総務部厚生課長（以下「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

(1) 本業務を行う者は、自動販売機の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

(2) 国有財産の使用許可は、防衛省所管国有財産部局長南関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。

(3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。

ア 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。

イ 丙が自己都合による業務の解除をするとき。

ウ 国において使用物件を必要とするとき。

エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。

ただし、継続した場合はこの限りではない。また、この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、乙に自動販売機及び後記の空容器回収箱（以下、「ゴミ箱」という。）設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

国有財産使用料は、以下のとおりとする。

- (1) 丙は、申請書（別紙様式第1）に年額の1平方メートルあたりに支払うことのできる国有財産使用料を提案し、記載すること。

※ どの屋内（又は屋外）設置場所でも国有財産使用料は同額とする。

- (2) 税抜き価格と現在の税率（消費税10%）に分け記載すること。

※ 消費税が改定された場合は、同様に国有財産使用料も改定される。

- (3) 丙が提案した国有財産使用料が今年度の乙が算定した国有財産使用料を下回って申請した場合は、企画提案書の審査は行わず、失格とする。

今年度国有財産使用料 年額16,500円/㎡（税込）

- (4) 業者決定後、丙の提案した国有財産使用料が乙の算定した国有財産使用料（翌年2月頃決定）を下回っていた場合、乙の算定した国有財産使用料以上を支払わなければならない。

なお、上記の金額を支払うことができない場合は、その業者は失格とし、次点のうち、乙の算定した国有財産使用料以上を提案した業者を候補者とする。

- (5) 国有財産使用許可を更新する場合は、原則として丙の提案した使用料を支払うこと。ただし、提案した国有財産使用料が乙の算定した国有財産使用料を下回った場合は、乙の算定した国有財産使用料以上を支払わなければならない。
- (6) 国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。
- (7) 提案した国有財産使用料の額は、企画提案書等と同様に、選定の基準の一つとなる。

7 電気料金

丙は、国有財産使用料とは別に、本業務に要する電気料金を負担しなければならない。

8 設置場所

自動販売機の設置場所については、国有財産使用許可申請書において、乙が指定するものとする。

9 使用許可期間

令和7年8月1日～令和8年3月31日

ただし、甲及び乙が必要と判断した場合には、5年を超えない期間で国有財産の使用許可を更新することができる。

なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況により変更もあり得る。

※ 設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。

10 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

11 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

12 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において自動販売機を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従事員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。
- (3) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。
- (4) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。

13 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲及び乙に対して速やかに報告すること。

14 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

15 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

16 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、解除しようとする日の3ヶ月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する国有財産使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立を行う者は、当該手続き開始前に解除を申出ること。

17 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。

ただし、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。

- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 丙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは立ち入らないこと。
- (4) 丙は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす自動販売機を設置すること。
- (5) 丙は、業務に使用する物品が環境特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）である場合、その基準を満たすものであること。
- (6) 丙は、設置する自動販売機を省エネタイプのものとする。
- (7) 丙は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成15年神奈川県条例第55号）に規定するディーゼル車規制に適合する車両を使用すること。
- (8) 丙は、自動販売機毎に電力使用量計測用子メーターを設置すること。
- (9) 自動販売機及び電気メーターの設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。
また、当該作業の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (10) 丙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合は、事前に文書をもって甲及び乙の承認を得るとともに、甲及び乙の指示に従うこと。
- (11) 丙は、本業務に要する電気料のほか、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (12) 丙は、設置した自動販売機の転倒防止（地震対策）のために必要な転倒防止板等、必要な措置を講じること。
- (13) 丙は、乙が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。なお、丙は停電作業等が原因で使用機器及び商品等に損害があった場合は、甲及び乙に対し

て損害の賠償その他の申し立てをしないこと。

- (14) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (15) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、自動販売機を設置すること。
- (16) 丙は、故障及び商品の瑕疵等について、自動販売機利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (17) 丙は、原則毎週3回以上自動販売機の販売商品を点検し、常に新鮮な商品を補充するとともに、自動販売機の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (18) 丙は、飲料自動販売機を設置する場合においては、設置する自動販売機の周辺近くに適切な容量のゴミ箱を設置し、原則毎週3回以上空容器を回収することとし、ゴミ箱に他社の空容器及びその他のゴミが混在していた場合にも回収すること。
また、夏季及び販売数量が多い箇所については、ゴミ箱から空容器が溢れることがないように適宜回数を増やすこと。
- (19) ゴミ箱の数量は自動販売機1台当たり最大2個までとする。なお、設置可能面積内に収まりきれない場合は、法令に違反しない範囲で自動販売機スペース外に設置することとし、担当職員の指示に従うこと。
- (20) 販売商品と空容器等廃棄物の搬出入及びその方法については、担当職員の指示に従うこと。
- (21) 丙は、自動販売機毎の毎月の販売数量及び売上金額を翌月10日までに、また会計年度における本業務に関する収支計算書等を翌年5月末日までに担当職員に提出すること。
- (22) 丙は、本業務の従事者に係る書類(履歴書(写し))など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
- (23) 丙は、販売品目に重大なトラブル(異物混入、食中毒等)が発生した場合には、担当者に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示(全商品の販売停止を含む)に従わなければならない。
- (24) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (25) 丙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意又は過失により甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を停止するとともに、次回以降、業務に従事できない場合がある。
- (26) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

18 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。